

## 公益社団法人日本フェンシング協会 コーチ等の行動規範（2021年4月版）

公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）においてフェンシング競技の選手（以下「選手」という。）に対して指導・サポート業務を行うコーチその他のスタッフ（以下「コーチ等」という。）は、技術面のみならず心身両面の指導やサポートを通じて選手の成長を支援するとともに、自らを律して選手の模範となることを心掛け、スポーツの品位を保ち、スポーツに対する信頼と尊敬を得られるよう努めなければならない。

コーチ等は、以下に定める行動規範を遵守し、責任をもって行動することを誓わなければならない。

なお、コーチ等には以下の者が含まれる。

- ナショナルチームのコーチ
- 協会主催の競技大会や合宿に帯同するコーチ及びスタッフ
- 協会登録しているコーチ、公認指導員
- その他、協会の活動や事業に関わるコーチ及びスタッフ

### 【総則】

#### 1. 法令・規約類等の遵守

コーチ等は、法令や協会の規約類、ルールに従って行動しなければならない。

#### 2. 罰則

- (1) 行動規範に違反したときは、協会が定める倫理・懲戒規程が適用され、違反したコーチ等には、違反行為に応じて、処分が行われる。
- (2) 自らが行動規範に違反した場合のみならず、他の者（選手を含む。）を誘って違反行為をさせた者も違反行為を行った者と等しく処分する。

### 【禁止事項】

コーチ等は、法令や他の規定に定める禁止事項に加え、特に、以下の行為を厳に慎まなければならない。

#### 1. 虚偽報告

協会（強化本部）に対して、虚偽の請求、報告又は届出をしてはならない。

#### 2. 名誉・信用毀損行為

協会の信用名誉又は協会とコーチ等との間の信頼関係を毀損する行為をしてはならない。

#### 3. パワー・ハラスメント

選手に対して、その立場を背景として、嫌がらせを行い、精神的・身体的苦痛を与え、

又は、これにより周囲の環境を悪化させてはならない。

選手に対して、代表選手等の行動規範に違反する行為を強要してはならない。

#### 4. セクシャル・ハラスメント

選手に対して、身体的接触（但し、指導やサポートに必要不可欠な場合を除く。）、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要を行ってはならない。

#### 5. 反社会的勢力（暴力団等）との関係

反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持ってはならない。

#### 6. 過度の利益の授受

選手やその関係者から、社会的儀礼の範囲を超えた金品や利益の供与を受け、もしくは、華美な会食、遊興等の接待を受けてはならず、又は、選手やその関係者にこれらを要求してはならない。

#### 7. 秘密保持

職務上知り得た協会の技術上及び運営上の秘密情報（選手やその保護者等の関係者の個人情報も含む。）は、職務執行以外の目的で利用してはならず、知る必要のある者以外に開示してはならない。

#### 8. 政治・宗教活動

選手やその関係者に対して、その立場を利用して、特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や志向に基づく団体等への加入や支持を強制し、又は勧誘してはならない。

#### 9. 利益相反

協会での地位や、職務上知り得た情報に基づいて、協会の利益を損なうような活動をしてはならない。また、協会の承諾なく、協会の利益に反する可能性のある行為をしたり、そのような地位に就いたりしてはならない。コーチ等は、選手選考や練習環境において、自己の子、配偶者その他の親族及びこれに準ずる者（婚約者や交際相手等）に関する決定において公正公平な判断が疑われる場合には、決定権を制限される場合があることを了承する。

#### 10. 勧誘

在職中及び退職後2年間、自己が協会外で所属又は支配する協会と競合する団体、組織、事業その他の活動に他のコーチ等や選手を勧誘してはならない。

### 【遵守事項】

1. 上記禁止事項を遵守する。
2. 他のコーチ等が上記禁止事項に違反し、又は、違反のおそれがあると知ったときは、速やかに、後記担当理事に通報しなければならない。いずれの理事に通報することも不適切であると判断した場合には、業務執行理事に通報するものとする。

**【担当理事】**

理事・倫理委員会委員長

理事・法務委員会委員長

以上